

阿賀野市告示第138号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条及び同法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和7年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和7年5月28日

阿賀野市長 加藤 博 幸

1 事業計画告示年月日

令和 7 年 5 月 23 日 新潟県告示第 592 号

2 調査を実施する者の名称

阿賀野市

3 調査区域

金田町の一部、中島町の一部、中島の一部

外城町の一部、中央町の一部、日の出町の一部

4 調査期間

令和 7 年 4 月 1日から

令和 8 年 3 月 31日まで